

(別紙 1)

三好市ガストロノミープロジェクト推進業務仕様書

1 業務名

三好市ガストロノミープロジェクト推進業務

2 業務の目的

三好市では「三好市観光基本計画」が掲げる重点的に取り組むべき戦略「食の魅力創出」の着実な遂行のため、三好市の食材を生かした食の魅力の創出に取り組んでいる。

世界農業遺産認定を活用した飲食メニューの開発や三好市の旬のものを旬の時期に食べられるように宿泊施設や飲食施設との連携した商品・メニューを生み出すためには、専門的な知識を有する協力者とともに、今後の地域理念となるコンセプトのもと、多角的な視点で継続的に商品・メニュー開発やプロモーションを行っていく必要がある。

本業務では、食における地域コンセプトを策定するとともに、食の専門家や外食産業団体等と協力し使用食材やレシピ等の検討、ワーキンググループを実施することにより、三好市の特産品を活用した新たな商品・メニューの開発支援を行う。また、販売促進フェア等を実施し、食のブランドの確立を図る。

3 契約期間

契約締結日から2022年3月18日まで

4 業務の実施内容

食における地域コンセプトを策定するとともに、市内の宿泊及び飲食事業者など観光関連事業者を対象に、食の専門家や農業関係者、外食産業団体等と協力し、世界農業遺産認定を活用した新たな商品・メニューの開発を行う。

具体的には、これまで実施してきた「ダイニングアウト in 祖谷」や令和元年度事業で実施した「千年のかくれんぼ（大歩危・祖谷）美食ブランド構築事業」「著名人監修旅行商品造成事業」などの取り組みを踏まえて、さらなる改良や改善を行った新たな商品・メニューを、使用食材やレシピの検討・ワーキンググループを経て開発する。併せて、東京都内等でプロモーションを行い、今後の三好地域の代表的な商品・メニューとしての展開へと繋げる。

(1) ガストロノミープロジェクトの推進に係る業務

添付資料1のとおり

(2) 一流シェフを起用したメニュー、レシピ開発に係る業務

添付資料2のとおり

(3) 都内飲食店における三好市フェアの開催に係る業務

添付資料3のとおり

5 スケジュール

項目\月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約締結	←→									
参加事業者募集		←→								
事業説明会		←→								
商品・メニュー開発期間				←→						
フェア実施								←→		
検討会		←→							←→	
ワーキンググループ		←→							←→	
成果物納入									←→	

6 成果物

次のものを納品すること。

ただし、別途電子データを納品すること。

ア 業務実施報告書 2部（正本1部、副本1部）

本事業の取組について、詳細に明記したもの

イ 実施結果報告書【概要版】 2部（正本1部、副本1部）

ウ 考案されたレシピ（手順書、完成した料理写真、手順中の写真等を含む。）

エ フェアに使用した紹介ブック（冊子、パンフレット等）やチラシ・ポスター等

オ その他、市が指示したもの

7 納入場所

三好市まるごと三好観光戦略課

8 業務実施における留意点

(1) 本委託業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。

(2) 業務日誌に相当するものを作成すること。

(3) 本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了後5年間は市の求めに応じ、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

(4) 本委託業務は国の「地方創生推進交付金」を活用し実施するため、同交付金の交付要綱並びに関係する通知等の規定を遵守すること。

9 その他

(1) 本事業の実施にあたっては、市と定期的に会合を持ち、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、情報交換及び報告を行い事業の円滑な推進に努めるものとする。

(2) 本事業の進行スケジュールについては、より高い事業効果を得られるということであれば、市と協議の上、変更することも可能とする。

(3) 考案したレシピやメニューが第三者の知的財産権(知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号) 第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。以下同じ。)を侵害した場合には、受託者が自らの責と負担においてこれを解決し、市には一切迷惑をかけないものとする。

(4) 考案されたレシピやメニューの知的財産権及び使用権限は市に専属するものとし、他の者が使用する際は事前に市の承諾を得ること。

(5) 天災地変により、本事業の一部または全部の実施が困難となった場合には、代替措置を講じ、農商工連携の拡大と販売促進(例: 検討会やワーキンググループのオンライン開催、フェアに代わるオンライン販売会やモニターによる試食会の開催等)に努めること。

代替措置を講じてもなお、本事業の一部または全部の実施が困難となったときには、その準備行為を含めた本事業に要した経費の実支出額と契約金額のいずれか低い額を市が受託者に支払うべき額とする。(なお、本委託業務仕様書における「天災地変」は、新型コロナウイルス感染症を含めるものとする。)

(6) その他、本仕様書に定めのない事項は、市と協議のうえ決定するものとする。

資料 1

(1) ガストロノミープロジェクトの推進に係る業務

世界農業遺産認定を生かした食の魅力創出や各地域の特色や魅力を生かした着地型旅行商品の開発、新たな誘客コンテンツの開発などに取り組む。

①三好市ガストロノミープロジェクト推進に関わる検討会の開催（3回）

消費者の傾向や社会状況に合わせ、食の専門家（一流シェフ）が、参加事業者それぞれの強みや三好地域の食材の良さ等を活かしつつ、レシピの改良又は新たなレシピを考案し、新商品やメニューの試作とワーキンググループを行う。

- ・ワーキンググループを3回以上開催すること。
- ・一流シェフとは、3年以内にテレビ番組、雑誌等メディアで紹介された影響力のあるシェフ
- ・ワーキンググループの開催後には、メニューの開発支援として、参加事業者を中心に、必要に応じて、コーディネーター等の指導や助言等を受けられる機会を設けること。

[実施要件]

(時期) 契約期間中

(期間) 2021年7月～2022年3月

(場所) 三好市内

(内容) ワーキンググループの開催に関する事務局との連絡調整、ワーキンググループに関する資料の作成、ワーキンググループの開催支援

【提案を求める内容】

◆三好市ガストロノミープロジェクト推進に向けてのプロモーション戦略及びワーキンググループの運営支援

- ・三好市ガストロノミープロジェクト情報発信サイトの開設
- ・三好市ガストロノミープロジェクトの情報発信及び市観光サイトとのリンクを行う
- ・三好市ガストロノミーフェア等の情報発信

◆専門知識を備えた専門スタッフによるPR

- ・食のメンターやアンバサダー等によるPR

◆三好市ガストロノミーの消費につながる情報発信

◆サイトへのアクセス数、質問、アンケートを把握できること

②貴社でできる情報発信の展開

出版物や、SNS等を活用して三好市ガストロノミープロジェクトをPRする。

[実施要件]

(時期) 契約期間中

(期間) 2021年7月～2022年3月

(内容) 専門誌、雑誌、広告等を利用した情報の発信、食関連業界等との連携、様々な自社広報媒体の活用

【提案を求める内容】

◆契約期間中における三好市ガストロノミープロジェクトPR方法の提案

様々な情報発信ツールを使った三好市ガストロノミープロジェクトPR等

資料2

(2) 一流シェフを起用したメニュー、レシピ開発に係る業務

食の観点から当地域で誘客促進を目的に、にし阿波の食材を熟知し、かつ首都圏や海外等で外国人の味覚、趣向にも精通した有名シェフを交えて、新規メニュー開発を行う。

① 三好市ガストロノミー試食会の企画・運営

市内の宿泊及び飲食事業者など観光関連事業者及びマスコミを対象に一流シェフによる三好市ガストロノミー試食会の企画・運営の業務を行う。

[実施要件]

(時期) 2021年7月～3月頃

(期間) 6日

(場所) 三好市内等

(対象) 市内の宿泊及び飲食事業者など観光関連事業者

(定員) 30名程度(シェフ、マスコミ等)

(内容) にし阿波の食材のブラッシュアップ及び地域に根付く現代風食事メニューとレシピ開発(新規メニュー造成件数: 5件以上)

※新規メニューは、単にレシピの開発を行うだけではなく、使われた食材やメニューについて、にし阿波及び大步危・祖谷の歴史や文化など、ストーリー性を踏まえた上で開発することとする。

※食材のブラッシュアップ及びレシピ開発については、地元関係者等を交えた検討会(3回程度)を必ず実施することとする。

【提案を求める内容】

◆ 試食会を行う一流シェフの選定(1名以上)

一流シェフとは: 3年以内にテレビ番組、雑誌等メディアで紹介された影響力のあるシェフ

◆ メニュー、レシピ開発及び試食会の実施(日程、場所、試食会の内容、実施体制、運営等)

◆ 市内の宿泊及び飲食事業者など観光関連事業者及びマスコミの募集・調整方法(募集、参加者への案内・調整も含む)

資料3

(3) 都内飲食店における三好市フェアの開催に係る業務

都内の飲食店において、実際に三好市の食材メニューを使用した三好市ガストロノミーフェアを開催する業務を行う。

① 三好市ガストロノミーフェアの企画・運営

都内の飲食店において、三好市ガストロノミーフェアを開催し、三好市の食のブランドの確立を図る。

[実施要件]

(時期) 2022年1月～2月

(期間) 1日

(場所) 都内の飲食店

(対象) 観光関連事業者及び販売事業者

(定員) 20人程度

(内容) 都内の飲食店において三好市ガストロノミーフェアを開催し、三好市ならではのメニューを提供し、観光関連事業者及び販売事業者に対するプロモーションを図る。

【提案を求める内容】

◆三好市ガストロノミーフェアの実施（日程、飲食店、フェアの内容、実施体制、運営等）

② 三好市ガストロノミーフェアの参加関係者の募集・調整

三好市ガストロノミーフェアに参加する関係者の募集と調整の業務を行う。

【提案を求める内容】

◆フェア参加者の募集・調整、アンケートの実施

◆食の専門知識を備えたスタッフの配置